

2018年度 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時

開催
場所

東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

■ 目次

2018年度定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	7
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34
株主総会参考書類	38
会場ご案内図	

昨年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は
取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東海カーボン株式会社

証券コード：5301

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
東海カーボン株式会社
代表取締役社長 長 坂 一

2018年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2018年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2019年3月27日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 2018年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2018年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ③ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、本提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（38ページ～50ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2019年3月27日（水曜日）午後5時40分まで
に到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスしていただき、
2019年3月27日（水曜日）午後5時40分まで
にご行使ください。

詳しくは、5ページ以降をご覧ください。

議決権行使書による議決権行使

こちらを切り取って
ご投函ください

株式会社ICJ 97101 議中 株主総会日 2018年6月29日 議決権の数 100 私は上記議案の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。 2018年 月 日		<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>第1号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>	議案	原案に対する賛否	第1号	賛 否	第2号	賛 否	第3号	賛 否	第4号	賛 否	第5号	賛 否	第6号	賛 否	第7号	賛 否	基準日現在のご所有株式数 株 議決権の数 1 株ごとに1票となります。 ※議決権の数は1単位ごとに1票となります。 お 願 い 1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙と併せて提出してください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により、当株主総会の議決権を行使してください。 ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく。 ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取る。ウェブサイト（http://icj.co.jp/）にログインし、以下のID、パスワードにてログインし、議決権を行使いただく方法。 3. 第1号議案および第2号議案において、候補者の一部の者につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。
議案	原案に対する賛否																		
第1号	賛 否																		
第2号	賛 否																		
第3号	賛 否																		
第4号	賛 否																		
第5号	賛 否																		
第6号	賛 否																		
第7号	賛 否																		

（ご注意）
当社は、議決権行使の表示のない場合は、賛否の表示がなされていないものとさせていただきます。

見本

会社番号 97101
作成年月日 2018年5月11日
照会番号 163751

ログイン用QRコード

ログインID 9999-9999-9999-999
パスワード 999999

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 第2号議案、第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思があったものとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されております。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2019年3月27日（水）午後5時40分まで

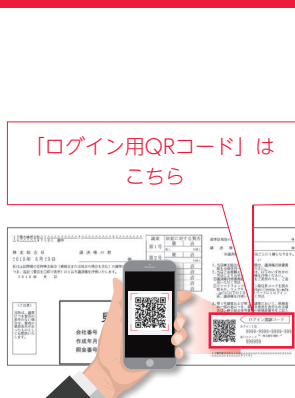


QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

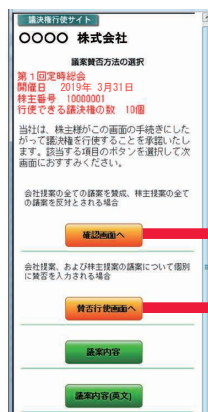
※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択

会社提案		
議案	原案に対して	
第1号議案	議案1	賛成 ▼
第2号議案	番号1	賛成 ▼
	番号2	賛成 ▼
	番号3	賛成 ▼
株主提案		
議案	原案に対して	
第3号議案	議案3	賛成 ▼

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

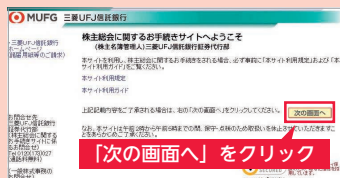
画面の案内に従って
行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

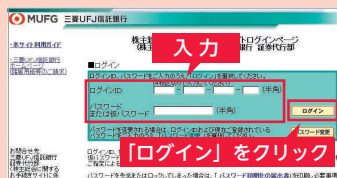
1

議決権行使ウェブサイトへ
アクセス



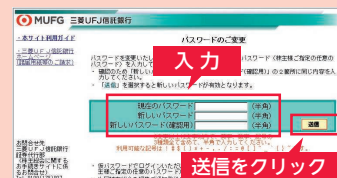
2

お手元の議決権行使書用紙の
副票(右側)に記載された「ログ
インID」および「仮パスワード」
を入力



3

「新しいパスワード」と「新し
いパスワード(確認用)」の両
方を入力



以降、画面の案内に従い
議決権をご行使ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 1 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に
関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、総じてみれば着実な成長が続いておりますが、米国のマクロ政策運営、米中貿易摩擦、英国のEU離脱の展開、朝鮮半島情勢等、不確実性が高く、今後の動向を注視していく必要があります。

このような情勢下、3ヵ年中期経営計画T-2018最終年となった当期においては、2017年度から取り組んでおります「成長戦略」の一環として、引き続き事業領域の拡大、事業ポートフォリオ最適化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比117.7%増の2,313億2百万円となりました。営業利益は前期比578.6%増の752億8千4百万円となりました。経常利益は前期比485.0%増の752億1千万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比499.4%増の739億9千8百万円となりました。

売上高

2,313億2百万円 前期比 117.7%増 

営業利益

752億8千4百万円 前期比 578.6%増 

経常利益

752億1千万円 前期比 485.0%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

739億9千8百万円 前期比 499.4%増 

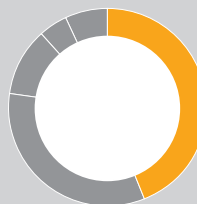
黒鉛電極事業部門



黒鉛電極は、スクラップ（鉄くず）を溶かして鉄ヘリサイクルする電気炉での製鋼において、導電体としてなくてはならない中心的な素材です。

約1,600℃の高温になってスクラップを溶かします。

売上高構成比
44.1%



売上高

(百万円)

102,075

営業利益

(百万円)

56,040

23,610

1,354

2017年
12月期

2018年
12月期

2017年
12月期

2018年
12月期

黒鉛電極の世界的な需給ひっ迫は継続しており、当社ではフル稼働が続きました。また世界的な黒鉛電極市況の上昇に加え、2017年11月より北米新拠点が連結業績に寄与したため、前期比で売上高、営業利益ともに大幅に増加しました。

この結果、当事業部門の売上高は前期比332.3%増の1,020億7千5百万円となり、営業利益は前期比大幅増の560億4千万円となりました。

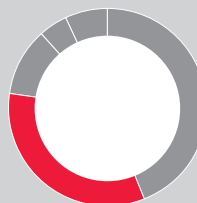
カーボンブラック事業部門



カーボンブラックは主にタイヤの補強材として使われます。

また、黒色顔料としても使われており、皆様の周りの「黒い」製品には、カーボンブラックが入っております。

売上高構成比
33.3%

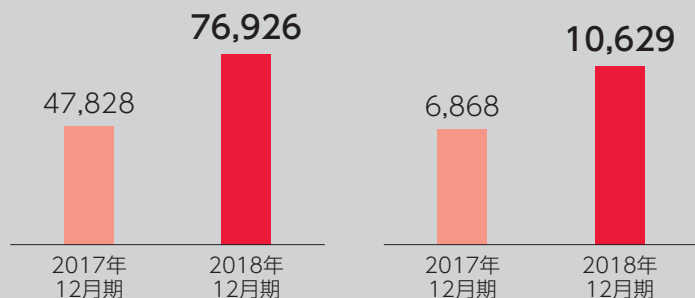


売上高

(百万円)

営業利益

(百万円)



対面業界であるタイヤ業界及び自動車業界の堅調な推移、原油価格変動分の価格改定実施、増産効果等により、前期比増収増益となりました。さらに2018年9月より米国の生産拠点Tokai Carbon CB Ltd.が子会社となり連結業績に寄与しております。

この結果、当事業部門の売上高は前期比60.8%増の769億2千6百万円となり、営業利益は前期比54.8%増の106億2千9百万円となりました。

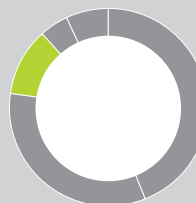
ファインカーボン事業部門



半導体用シリコンや太陽電池の製造過程で使用される、さまざまな特殊黒鉛製品です。

一般産業用の各種金型、連続鑄造ノズルなど多彩に形を変えて使用されます。

売上高構成比
11.0%



売上高

(百万円)

25,403

14,447

2017年
12月期

2018年
12月期

営業利益

(百万円)

5,735

1,738

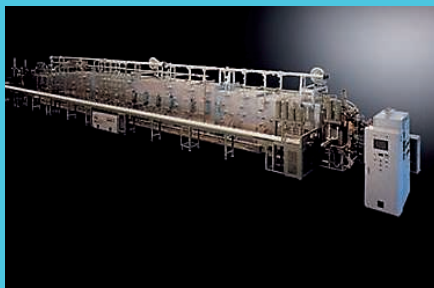
2017年
12月期

2018年
12月期

一般産業用市場が堅調に推移しており、特殊黒鉛素材の需給はひっ迫した状況が続きました。また、CVD(Chemical Vapor Deposition)製品の引き合いも活発化し、当社の生産設備も高稼働を維持しました。2018年6月からは韓国のTokai Carbon Korea Co., Ltd.が子会社となり連結業績向上に寄与しました。

この結果、当事業部門の売上高は前期比75.8%増の254億3百万円となり、営業利益は前期比229.9%増の57億3千5百万円となりました。

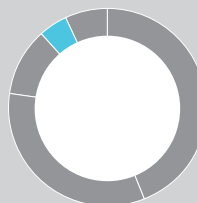
工業炉及び関連製品事業部門



セラミック、電子部品、金属、ガラスなどを熱処理するときに使われる工業炉と関連製品です。

グループ企業である東海高熱工業（株）が製造・販売しています。

売上高構成比
4.9%



売上高

(百万円)

11,371

営業利益

(百万円)

3,043

6,823

1,342

2017年
12月期

2018年
12月期

2017年
12月期

2018年
12月期

工業炉は、主要な需要先である情報技術関連業界向け及びエネルギー関連業界向けともに旺盛な需要による設備投資が進みました。発熱体その他製品は、電子部品業界向け及びガラス業界向けの需要が堅調に推移しました。

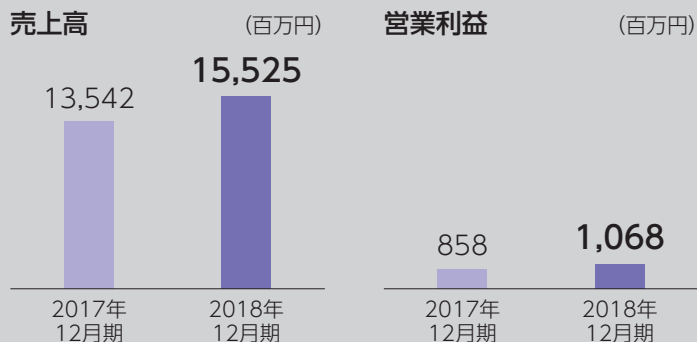
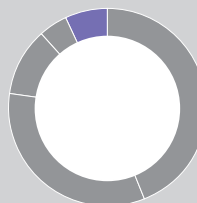
この結果、当事業部門の売上高は前期比66.7%増の113億7千1百万円となり、営業利益は前期比126.7%増の30億4千3百万円となりました。

その他事業部門



摩擦材は、二輪車・トラック・バス・鉄道などさまざまな車両のブレーキ、クラッチの部品に使用され、動力伝達をコントロールします。
負極材は、スマートフォンや電気自動車などに使われるリチウムイオン二次電池用負極材を製造し、電池メーカーに供給しております。

売上高構成比
6.7%



摩擦材

対面業界である農業機械向け需要は低調でしたが、鉱山機械、油圧ショベルなどの建設機械向けや、産業用ロボットを含む工作機械向けの需要が好調に推移しました。

この結果、摩擦材の売上高は前期比9.3%増の94億8千万円となりました。

負極材

リチウムイオン二次電池用負極材の市場は、欧州でのCO2排出規制の強化、米国でのZero-Emission-Vehicle規制の拡大、中国でのNew-Energy-Vehicle施策の導入等により拡大しております。

この結果、負極材の売上高は前期比27.0%増の58億9千4百万円となりました。

その他

不動産賃貸等その他の売上高は前期比34.6%減の1億5千万円となりました。

以上により、当事業部門の売上高は前期比14.6%増の155億2千5百万円となり、営業利益は前期比24.5%増の10億6千8百万円となりました。

事業部門別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	2017年度（前連結会計年度）		2018年度（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
黒鉛電極事業	23,610	1,354	102,075	56,040
カーボンブラック事業	47,828	6,868	76,926	10,629
ファインカーボン事業	14,447	1,738	25,403	5,735
工業炉及び関連製品事業	6,823	1,342	11,371	3,043
摩 擦 材	8,671		9,480	
負 極 材	4,640		5,894	
そ の 他	230		150	
そ の 他 事 業	13,542	858	15,525	1,068
調 整 額	－	△1,069	－	△1,233
合 計	106,252	11,093	231,302	75,284

（注）2018年度において、TOKAI CARBON GE HOLDING LLCとの企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2017年度の関連する諸数値について遡及修正をしております。

② 資金調達状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、当連結会計年度におきましては、米国のカーボンブラックメーカーであるSid Richardson Carbon, Ltd.及びそのグループ会社であるSRCG, Ltd.とNew SRCG Genpar, LLCの全持分取得に係る支払資金に充当することを目的として、金融機関から短期借入により総額377億円を調達しております。

③ 設備投資状況

当連結会計年度におきましては、主に黒鉛電極事業における当社防府工場の設備更新等により総額117億9千4百万円（前期比175.4%増）の設備投資を実施しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	104,864	88,580	106,252	231,302
経 常 利 益 (百万円)	4,317	1,702	12,855	75,210
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	2,484	△7,929	12,346	73,998
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	11.65	△37.20	57.92	347.16
総 資 産 (百万円)	184,074	158,824	184,730	317,084
純 資 産 (百万円)	124,971	112,989	127,130	198,900
1株当たり純資産額 (円)	576.57	520.69	592.83	880.77

(注) 2018年度において、TOKAI CARBON GE HOLDING LLCとの企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2017年度の関連する諸数値について遡及修正をしております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	55,532	46,125	51,751	87,807
経 常 利 益 (百万円)	4,998	157	6,836	29,652
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	3,361	△10,849	8,225	21,487
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	15.77	△50.90	38.59	100.81
総 資 産 (百万円)	142,554	122,384	134,865	201,469
純 資 産 (百万円)	97,264	85,002	93,469	107,167
1株当たり純資産額 (円)	456.24	398.77	438.50	502.77

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東 海 高 熱 工 業 株 式 会 社	1,400 百万円	100.0 %	工業炉、炭化けい素発熱体の製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	800,000 千バーツ	100.0	カーボンブラックの製造販売
東 海 炭 素 (天 津) 有 限 公 司	989,306 千人民元	100.0	カーボンブラックの製造販売
C a n c a r b L i m i t e d	113,276 千カナダドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
TOKAI ERFTCARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売
TOKAI CARBON GE LLC(注)1	－	100.0 (100.0)	黒鉛電極の製造販売
Tokai Carbon Korea Co., Ltd.(注)2	5,837,500 千韓国ウォン	44.4	ファインカーボンの製造販売
Tokai Carbon CB Ltd.(注)1	－	100.0 (100.0)	カーボンブラックの製造販売

(注) 1. 米国法上のLimited Liability Company及びLimited Partnershipについては、資本金の概念と正確に一致するものがないことから資本金の額は記載しておりません。なお、議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. Tokai Carbon Korea Co., Ltd.は、当社の議決権比率が44.4%であります。が、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)第7項に基づく実質基準により連結子会社としております。

③ 重要な企業結合等の状況

2018年5月28日付でTokai Carbon Korea Co., Ltd.の株式を追加取得することにより、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)第7項に基づく実質基準により連結子会社としております。

また、2018年8月31日付でSid Richardson Carbon, Ltd.の全持分を取得し、Tokai Carbon CB Ltd.へ商号変更いたしました。これに伴い、同社グループ会社であるSRCG, Ltd.とNew SRCG Genpar, LLCの全持分を取得し連結子会社化するとともに、同日付でTCCB US Ltd.とTCCB Genpar LLCへ商号変更いたしました。

4. 対処すべき課題

わが国経済は、底堅い国内需要の下支えにより緩やかな回復基調が続いてきましたが、米中貿易摩擦の長期化とそれに伴う中国経済の減速リスク、英国のEU離脱プロセスにおける円滑な離脱成否とEU経済に与えるインパクト等の不確実性は日増しに顕在化しております。今後の内外経済動向については、情勢変化を注視し、経済の変調に対し迅速に対応できる体制を整える必要があります。

当社関連業界においては、黒鉛電極とその主要原料であるニードルコークスの需給ひっ迫による黒鉛電極価格の高騰、世界的に堅調な自動車販売に支えられたカーボンブラック市況等の恵まれた事業環境の中、米国カーボンブラックメーカーSid Richardson Carbon, Ltd.の買収、ファインカーボン事業におけるTokai Carbon Korea Co., Ltd.の連結子会社化を含め、ほぼ計画通り成長戦略を実行することができました。この結果、2018年度の当社業績は、前中期経営計画T-2018の目標を大きく上回り、売上高2,313億円、営業利益752億円、ROS32.5%、ROIC31.8%と、企業規模を大きく飛躍させることができました。

2019年は新中期経営計画T-2021の初年度となりますが、米国を中心とする一連の買収に伴うPMI（統合作業）に加え、更なる成長戦略にも取り組んでまいります。また、上場企業として持続的な成長を果たすため、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）にフォーカスしたESG経営基盤の構築にも取り組む所存です。

なお、当社は中期経営計画T-2021策定のタイミングを捉え、長期ビジョン「炭素で社会を支えるグローバル企業」を新たに策定いたしました。当社グループは、企業理念である「信頼の絆」と四つの行動指針（価値創造力、公正、環境調和、国際性）のもと、お客様、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え、企業としての社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

5. 主要な事業内容

事業内容	主要製品
黒鉛電極事業	黒鉛電極
カーボンブラック事業	カーボンブラック
ファインカーボン事業	ファインカーボン
工業炉及び関連製品事業	工業炉（工業用電気炉、ガス炉）、炭化けい素発熱体
その他の事業	摩擦材、負極材、その他

6. 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府、愛知県）、工場（宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県）、研究所（静岡県、愛知県、山口県）
東海高熱工業株式会社	本社（東京都）、支店（京都府）、工場（宮城県）
東海マテリアル株式会社	本社・工場（千葉県）、支店（愛知県、大阪府、福岡県）、営業所（北海道）
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場（神奈川県）、工場（山梨県）、営業所（大阪府、熊本県）
オリエンタル産業株式会社	本社・工場（山梨県）
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	本社・工場（タイ）
東海炭素（天津）有限公司	本社・工場（中国）
東海耀碳素（大連）有限公司	本社・工場（中国）
Tokai Carbon Korea Co., Ltd.	本社・工場（韓国）
C a n c a r b L i m i t e d	本社・工場（カナダ）
TOKAI CARBON GE LLC	本社・工場（米国）
Tokai Carbon CB Ltd.	本社・工場（米国）
TOKAI CARBON U.S.A., INC.	本社・工場（米国）
TOKAI CARBON EUROPE LTD.	本社・工場（英国）
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場（ドイツ）
TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbH	本社・工場（ドイツ）

7. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
黒鉛電極事業	545 名	66 名 増
カーボンブラック事業	925	396 増
ファインカーボン事業	771	319 増
工業炉及び関連製品事業	243	14 増
その他事業	347	2 減
全社（共通）	113	9 増
合計	2,944	802 増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. カーボンブラック事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて大幅に増加しましたのは、2018年8月31日付でTokai Carbon CB Ltd.を連結子会社化したためであります。
 4. ファインカーボン事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて大幅に増加しましたのは、2018年5月28日付でTokai Carbon Korea Co.,Ltd.を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	680 名	33 名 増	40.5 歳	14.6 年
女 性	49	3 増	40.2	12.3
合 計	729	36 増	40.5	14.4

(注) 従業員数は就業人員数であります。

8. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	39,417 百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,000
株 式 会 社 山 口 銀 行	1,360
株 式 会 社 肥 後 銀 行	1,360
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,230

2 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 598,764,000株
- ② 発行済株式の総数 224,943,104株
- ③ 株主数 73,204名（前期末比 55,822名増）

④ 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 8 4	12,358	5.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,154	5.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,066	5.19
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,958	3.73
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,748	3.17
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,290	2.95
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （退 職 給 付 信 託 口 ・ 三 菱 ケ ミ カ ル 株 式 会 社 口）	5,900	2.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	5,832	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,562	1.67
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	3,152	1.48

（注） 1. 当社は、自己株式を11,789千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

① コーポレート・ガバナンスの状況

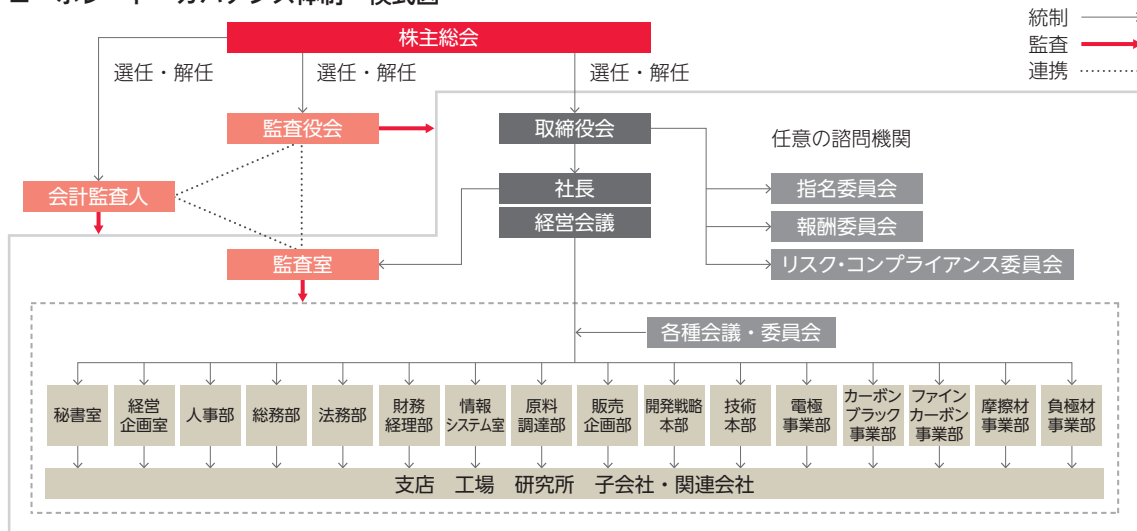
a 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念といたしております。このような観点から、「行動指針」、「企業倫理綱領」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

b コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



2019年1月29日時点

【取締役会】

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。取締役は7名であり、うち2名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

【業務執行】

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された12名の執行役員が業務執行を担っております。

【内部監査・会計監査】

当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

C 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

② 会社役員に関する事項

a 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 専務執行役員	室 伏 信 幸	経営企画室管掌 (TOKAI CARBON US HOLDINGS INC.取締役社長)
取 締 役 常務執行役員	細 谷 正 直	経理部・情報システム室管掌
取 締 役 執行役員	芹 澤 雄 二	人事部・総務部・法務部管掌
取 締 役 執行役員	辻 雅 史	ファインカーボン事業部長 (TOKAI CARBON U.S.A.,INC. 取 締 役 会 会 長、Tokai Carbon Korea Co., Ltd. 代 表 理 事 会 長、TOKAI CARBON EUROPE GmbHシェアホルダーズコミッティ会長、TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbHシェアホルダーズコミッティ会長、東海耀碳素（大連）有限公司董事長)
取 締 役	熊 倉 禎 男	(中村合同特許法律事務所パートナー弁護士、日本製粉株式会社社外取締役)
取 締 役	神 林 伸 光	(一般財団法人日本船舶技術研究協会理事、乾汽船株式会社社外取締役)
常 勤 監 査 役	名 村 祥 夫	
常 勤 監 査 役	掛 橋 和 幸	
監 査 役	寒 川 恒 久	
監 査 役	浅 川 幸 久	

- (注) 1. 取締役のうち、杉原幹治氏は2018年3月29日開催の2017年度定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 監査役のうち、名村祥夫氏は2018年3月29日開催の2017年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
3. 監査役のうち、笹尾誠一郎氏は2018年3月29日開催の2017年度定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
4. 取締役のうち、熊倉禎男及び神林伸光の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役のうち、名村祥夫及び浅川幸久の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役の浅川幸久氏は日本化薬株式会社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役の寒川恒久氏は当社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、社外取締役の熊倉禎男及び神林伸光の両氏並びに社外監査役の名村祥夫及び浅川幸久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	福 田 敏 昭	開発戦略本部長
執行役員	松 原 和 彦	経理部長
執行役員	山 家 裕 司	(オリエンタル産業株式会社代表取締役社長)
執行役員	高 橋 宏	摩擦材事業部長、同事業部生産技術部長 (東海能代精工社代表取締役社長、東海碳素（蘇州）有限公司董事長)
執行役員	山 口 勝 之	技術本部長
執行役員	真 先 隆 史	カーボンブラック事業部長 (東海炭素（天津）有限公司董事長、Cancarb Limited取締役会会長、TCCB Genpar LLC, Director&Chairman)
執行役員	山 本 俊 二	(THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.取締役マネージングディレクター)

b 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の熊倉禎男及び神林仲光の両氏並びに監査役の名村祥夫、掛橋和幸、寒川恒久及び浅川幸久の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (2)	278,223 千円 (24,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3)	53,515 千円 (36,750)
合 計 (うち社外役員)	13 名 (5)	331,738 千円 (60,750)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額合計3億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額合計6,500万円以内と決議いただいております。
3. 支給人員及び報酬等の総額には、2018年3月29日開催の2017年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）であります。

④ 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	主 要 兼 務 先	兼 務 役 職
社 外 取 締 役	熊 倉 禎 男	中村合同特許法律事務所 日本製粉株式会社	パートナー弁護士 社外取締役
社 外 取 締 役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 乾汽船株式会社	理事長 社外取締役

- (注) 1. 当社と中村合同特許法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 2. 当社と日本製粉株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 3. 当社と一般財団法人日本船舶技術研究協会との間に、重要な取引関係はありません。
 4. 当社と乾汽船株式会社との間に、重要な取引関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	熊 倉 禎 男	熊倉氏は非常勤取締役として、15回開催の取締役会に15回出席しました。弁護士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	神 林 伸 光	神林氏は非常勤取締役として、15回開催の取締役会に15回出席しました。他の上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	名 村 祥 夫	名村氏は常勤監査役として、2018年3月29日就任以降12回開催の取締役会に12回出席、12回開催の監査役会に12回出席しました。信託銀行及びその関連会社における業務、経営経験を活かし、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	浅 川 幸 久	浅川氏は2018年10月31日までは常勤監査役として、2018年11月1日以降は非常勤監査役として、15回開催の取締役会に15回出席、15回開催の監査役会に15回出席しました。他の上場会社における監査役としての豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	76,870 千円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	76,170 千円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	66,300 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO.,LTD.、東海炭素（天津）有限公司、Cancarb Limited、TOKAI ERFTCARBON GmbH、TOKAI CARBON GE LLC、Tokai Carbon Korea Co.,Ltd. 及び Tokai Carbon CB Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を精査し検討した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております（2018年12月31日現在）。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
- (b) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定すると共に、取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。
- (e) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (f) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- (c) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
- (b) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。
- (c) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施すると共に、原則四半期毎に開催されるリスク・コンプライアンス委員会にてリスク及びコンプライアンスに関する重要事項について討議し、その結果を踏まえ関係室部等に助言を行うと共に取締役会他経営に対して報告・提言を行い、リスクの把握と改善に努める。

- (d) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
- (b) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
- (c) 月次、四半期、年次毎の財務報告を作成し、その実績、分析等を四半期毎に取締役会に報告する。
- (d) 取締役並びに業務担当執行役員等で構成する経営会議、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
- (b) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
- (c) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (e) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『子会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
- (b) 当社は当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
- (c) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げると共に、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役

の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。

- (b) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
- (c) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制

- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。
- (b) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。
- (c) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
- (d) 監査役は、法令に従い取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
- (e) 監査役は、稟議書ほか重要な報告書等を閲覧する。
- (f) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
- (g) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社並びに当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

① コンプライアンスに関する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うと共に、取締役会に報告を行いました。また、当社役員及び国内主要子会社トップに対し、外部講師によるコンプライアンス関連の講習会を毎年開催しております。さらに、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やC S R等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み状況

当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括する事業部からグループ会社に

対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通じ、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うと共に、取締役会に報告を行いました。また、子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署及び当社監査役に報告される体制を構築しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

監査役は、取締役会に出席するほか経営会議、総合計画会議、経営戦略会議、部長会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から意見を述べており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	166,546	流動負債	91,654
現金及び預金	46,797	支払手形及び買掛金	22,364
受取手形及び売掛金	55,137	電子記録債務	3,637
商品及び製品	17,106	短期借入金	39,641
仕掛品	23,113	一年以内返済長期借入金	2,068
原材料及び貯蔵品	18,569	未払法人税等	11,208
繰延税金資産	2,325	未払消費税等	607
その他	3,999	未払費用	2,932
貸倒引当金	△504	賞与引当金	1,276
固定資産	150,537	その他	7,915
有形固定資産	75,703	固定負債	26,528
建物及び構築物	19,078	長期借入金	8,000
機械装置及び運搬具	38,018	繰延税金負債	10,456
炉	2,370	退職給付に係る負債	5,081
土地	7,343	役員退職慰労引当金	86
建設仮勘定	5,972	執行役員等退職慰労引当金	57
その他	2,920	環境安全対策引当金	577
無形固定資産	52,009	その他	2,267
ソフトウェア	1,279	負債合計	118,183
のれん	45,507	(純資産の部)	
顧客関連資産	3,934	株主資本	180,105
その他	1,287	資本金	20,436
投資その他の資産	22,824	資本剰余金	17,333
投資有価証券	17,204	利益剰余金	149,594
退職給付に係る資産	1,995	自己株式	△7,258
繰延税金資産	2,888	その他の包括利益累計額	7,634
その他	786	その他有価証券評価差額金	7,345
貸倒引当金	△50	為替換算調整勘定	△737
		退職給付に係る調整累計額	1,026
		非支配株主持分	11,160
		純資産合計	198,900
資産合計	317,084	負債純資産合計	317,084

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		231,302
売上原価		130,053
売上総利益		101,249
販売費及び一般管理費		25,964
営業利益		75,284
営業外収益		
受取利息及び配当金	714	
持分法による投資利益	698	
その他営業外収益	795	2,209
営業外費用		
支払利息	614	
為替差損	83	
環境安全対策引当金繰入額	700	
その他営業外費用	883	2,283
経常利益		75,210
特別利益		
段階取得に係る差益	22,843	
固定資産売却益	73	
関係会社清算益	33	22,949
特別損失		
固定資産除却損	100	
固定資産売却損	29	129
税金等調整前当期純利益		98,030
法人税、住民税及び事業税	22,815	
法人税等調整額	△683	
法人税等合計	22,132	
当期純利益		75,897
非支配株主に帰属する当期純利益		1,899
親会社株主に帰属する当期純利益		73,998

計算書類

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,804	流動負債	82,627
現金及び預金	7,185	電子記録債務	2,738
受取手形	215	買掛金	13,815
売掛金	31,084	短期借入金	37,890
商品及び製品	4,542	関係会社短期借入金	11,363
仕掛品	11,949	一年以内返済長期借入金	2,066
原材料及び貯蔵品	4,733	未払金	1,934
短期前払費用	121	未払法人税等	8,270
繰延税金資産	743	未払消費税等	424
関係会社短期貸付金	20,945	未払費用	995
未収入金	841	預り金	329
その他	474	賞与引当金	278
貸倒引当金	△33	営業外電子記録債務	2,450
固定資産	118,665	その他	69
有形固定資産	24,525	固定負債	11,674
建物及び付属設備	7,271	長期借入金	8,000
構築物	1,950	繰延税金負債	2,443
機械及び諸設備	6,272	役員退職慰労引当金	19
炉	651	執行役員等退職慰労引当金	57
車両工具器具備品	548	環境安全対策引当金	571
土地	5,108	資産除去債務	45
建設仮勘定	2,720	その他	537
無形固定資産	1,011	負債合計	94,302
ソフトウェア	996	(純資産の部)	
施設利用権等	14	株主資本	100,913
投資その他の資産	93,129	資本金	20,436
投資有価証券	14,809	資本剰余金	17,503
関係会社株式	70,376	資本準備金	17,502
関係会社出資金	5,587	その他資本剰余金	0
関係会社長期貸付金	1,165	利益剰余金	70,233
前払年金費用	926	利益準備金	2,864
その他	308	その他利益剰余金	67,368
貸倒引当金	△44	固定資産圧縮積立金	1,327
		別途積立金	34,368
		繰越利益剰余金	31,672
		自己株式	△7,258
		評価・換算差額等	6,254
		その他有価証券評価差額金	6,254
		純資産合計	107,167
資産合計	201,469	負債純資産合計	201,469

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		87,807
売上原価		49,645
売上総利益		38,161
販売費及び一般管理費		10,224
営業利益		27,936
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,393	
受取賃貸料	361	
その他営業外収益	538	3,293
営業外費用		
支払利息	313	
賃貸設備諸経費	154	
為替差損	195	
環境安全対策引当金繰入額	694	
その他営業外費用	220	1,577
経常利益		29,652
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	100	
固定資産売却損	4	104
税引前当期純利益		29,548
法人税、住民税及び事業税	8,603	
法人税等調整額	△542	8,060
当期純利益		21,487

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月7日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月7日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奥 津 佳 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月12日

東海カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 名 村 祥 夫 ㊟

常勤監査役 掛 橋 和 幸 ㊟

監 査 役 寒 川 恒 久 ㊟

監 査 役 浅 川 幸 久 ㊟

(注) 常勤監査役名村祥夫及び監査役浅川幸久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の業績と業績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的に配当を行うよう努めてまいります。

また、余剰資金の変動に合わせて、当社グループを取り巻く経営環境、財務状況、成長投資、株価等を総合的に勘案し、株主還元的手段として自己株式の取得を機動的に実施してまいります。

当期の期末配当金につきましては、中間配当と同じく1株につき12円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は1株につき24円となります。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 12円

総額 2,557,843,656円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、さらなる企業価値の向上を目指し、経営体制の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

なが さか
長坂

はじめ
一

再任

- 生年月日 1950年1月9日（満69歳）
- 取締役在任年数 13年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 115,800株



■ 略歴、地位および担当

- | | | | |
|---------|-----------------------------|---------|---|
| 1972年4月 | 東海電極製造株式会社[現当社]入社 | 2012年3月 | 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当 |
| 2006年3月 | 当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長 | 2013年3月 | 当社代表取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当 |
| 2008年3月 | 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長 | 2014年3月 | 当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部、原料調達部担当 |
| 2010年3月 | 当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部長 | 2015年2月 | 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） |
| 2011年3月 | 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

長坂氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年2月から代表取締役社長を務めております。当社主力事業であるカーボンブラック事業と黒鉛電極事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

むろ ふし

室伏

のぶ ゆき

信幸

再任



- 生年月日 1955年1月5日（満64歳）
- 取締役在任年数 16年
- 取締役会への出席状況 86%（13回／15回）
- 所有する当社株式数 94,053株

■ 略歴、地位および担当

- | | | | |
|---------|---------------------------------|---------|-------------------------|
| 1978年4月 | 当社入社 | 2015年3月 | 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 |
| 2003年3月 | 当社取締役電極事業部副事業部長 | 2016年1月 | 当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長 |
| 2005年3月 | 当社取締役執行役員電極事業部副事業部長 | 2017年3月 | 当社取締役専務執行役員経営企画室管掌（現任） |
| 2006年3月 | 当社取締役常務執行役員電極事業部長 | | |
| 2009年3月 | 当社取締役専務執行役員ファインカーボン事業部担当兼電極事業部長 | | |
| 2012年3月 | 当社取締役専務執行役員経営戦略本部担当兼経営戦略本部長 | | |

（重要な兼職の状況）

TOKAI CARBON US HOLDINGS INC.取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

室伏信幸氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2009年3月から専務取締役執行役員を務めております。当社主力事業である黒鉛電極事業・海外事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3

せり ざわ
芹澤

ゆう じ
雄二

再 任

- 生年月日 1959年12月27日（満59歳）
- 取締役在任年数 6 年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 51,800株



■ 略歴、地位および担当

- | | | | |
|-----------|-------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 1984年 4 月 | 当社入社 | 2014年 3 月 | 当社執行役員電極事業部長 |
| 2006年 3 月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長 | 2015年 3 月 | 当社取締役執行役員電極事業部長 |
| 2009年 3 月 | 当社執行役員ファインカーボン事業部長 | 2016年 1 月 | 当社取締役執行役員経営戦略本部長 |
| 2012年 3 月 | 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長 | 2017年 3 月 | 当社取締役執行役員人事部・総務部・法務部管掌（現任） |
| 2013年 3 月 | 当社取締役執行役員田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

芹澤雄二氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年3月から取締役執行役員を務めております。ファインカーボン事業、黒鉛電極事業や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役候補者といえました。

候補者
番号

4

つじ

辻

まさ ふみ

雅史

再任



- 生年月日 1963年1月10日（満56歳）
- 取締役在任年数 2年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 47,000株

■ 略歴、地位および担当

1986年4月 当社入社
2014年3月 当社理事カーボンブラック事業部長
2015年3月 当社執行役員カーボンブラック事業部長

2016年1月 当社執行役員電極事業部長
2017年1月 当社執行役員ファインカーボン事業部長
2017年3月 当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長
（現任）

（重要な兼職の状況）

TOKAI CARBON U.S.A.,INC.取締役会会長
Tokai Carbon Korea Co., Ltd.代表理事会長
TOKAI CARBON EUROPE GmbHシェアホルダーズコミッティ会長
TOKAI CARBON DEUTSCHLAND GmbHシェアホルダーズコミッティ会長
東海耀碳素（大連）有限公司董事長

■ 取締役候補者とした理由

辻雅史氏は、人事部長、経営企画室長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファインカーボン事業部長等を歴任し、2017年3月から取締役執行役員を務めております。企画・管理から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

5

やまぐち

山口

かつゆき

勝之

新任

- 生年月日 1964年3月29日（満54歳）
- 所有する当社株式数 17,300株



■ 略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社

2015年9月 当社技術本部技術エンジニアリング部長

2016年12月 当社理事技術本部長

2018年3月 当社執行役員技術本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

山口勝之氏は、当社入社以来、主に研究開発部門に従事し、技術エンジニアリング部長、技術本部長を歴任し、2018年3月からは執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と、研究開発、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

やまもと

山本

しゅん じ

俊二

新任



- 生年月日 1962年3月8日（満57歳）
- 所有する当社株式数 9,500株

■ 略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社
2013年3月 当社九州若松工場長
2015年6月 当社カーボンブラック事業部生産技術部長

2016年3月 THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.取締役マネージングディレクター
2018年3月 当社執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.取締役マネージングディレクター（現任）

■ 取締役候補者とした理由

山本俊二氏は、当社入社以来、主に製造部門に従事し、九州若松工場長、カーボンブラック事業部生産技術部長を歴任し、2018年3月からは執行役員を務めております。また、2016年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.の経営トップとして手腕を発揮し、当社における豊富な業務経験と、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

くま くら
熊倉

よし お
禎男

再任

社外

独立

- 生年月日 1940年1月19日（満79歳）
- 社外取締役在任年数 9年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 31,000株



■ 略歴、地位および担当

- | | | | |
|---------|---|---------|--------------------|
| 1969年4月 | 弁護士登録 | 2007年3月 | 当社社外取締役（2013年3月退任） |
| 1969年4月 | 中松特許法律事務所（現中村合同特許法律事務所）入所 | 2014年6月 | 日本製粉株式会社社外取締役（現任） |
| 1980年1月 | 中村合同特許法律事務所パートナー弁護士（現任） | 2016年3月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2004年6月 | 日本製粉株式会社監査役
（重要な兼職の状況）
中村合同特許法律事務所パートナー弁護士
日本製粉株式会社社外取締役 | | |

■ 社外取締役候補者とした理由

熊倉禎男氏は、長年にわたり、中村合同特許法律事務所パートナー弁護士を務め、2007年3月から3年間の離任を挟んで当社社外取締役を務めております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、知財・独占禁止法・国際取引法を中心に、弁護士・弁理士としての豊富な経験と知見をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、引き続き取締役候補者としてしました。

- （注） 1. 熊倉禎男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 熊倉禎男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、熊倉禎男氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 熊倉禎男氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

8

かんばやし

神林

のぶみつ

伸光

再任

社外

独立



- 生年月日 1948年5月28日（満70歳）
- 社外取締役在任年数 3年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 11,000株

■ 略歴、地位および担当

1971年4月	川崎重工業株式会社入社	2010年10月	川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
2002年10月	株式会社川崎造船取締役	2013年4月	川崎重工業株式会社取締役
2005年6月	同社常務取締役	2013年6月	同社顧問
2008年4月	川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長	2015年6月	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2009年6月	川崎重工業株式会社常務取締役	2016年3月	当社社外取締役（現任）
2010年4月	株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）	2017年6月	乾汽船株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
乾汽船株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

神林伸光氏は、株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役に務めております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と見識のもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。

（注）1. 神林伸光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 神林伸光氏は、社外取締役候補者であります。

3. 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、神林伸光氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

4. 神林伸光氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役寒川恒久及び浅川幸久の両氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者2名は辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

ほそ や まさ なお
細谷 正直

新任

■ 生年月日 1955年8月27日（満63歳）
■ 所有する当社株式数 35,700株



■ 略歴、および地位

1979年4月	株式会社三菱銀行 [現 株式会社三菱UFJ銀行] 入行	2010年3月	当社取締役執行役員経営管理本部担当兼経営管理本部長
2008年1月	当社顧問	2015年3月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長
2008年3月	当社執行役員	2017年3月	当社取締役常務執行役員経理部・情報システム室管掌
2009年3月	当社執行役員経営管理本部長	2019年1月	当社取締役常務執行役員財務経理部・情報システム室管掌（現任）

■ 監査役候補者とした理由

細谷正直氏は、株式会社三菱UFJ銀行において長年にわたり経営に携わり、2015年3月から取締役常務執行役員を務めております。金融・財務を中心に豊富な経験と知見を有し、また当社経営者としてのキャリアも有することから、監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

（注）責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、細谷正直氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

候補者
番号

2

くぼ た
窪田けん いち
健一

新任

社外

独立



- 生年月日 1949年5月20日（満69歳）
- 所有する当社株式数 3,000株

■ 略歴、および地位

- 1973年12月 公認会計士保森会計事務所入所
- 1978年9月 公認会計士登録、公認会計士窪田事務所設立（現在に至る）
- 1987年7月 監査法人保森会計事務所代表社員就任（2009年7月退任）

■ 社外監査役候補者とした理由

窪田健一氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識を有するとともに、長年監査法人において代表社員を務めた経験を有しております。

なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として財務の健全性や正確性の観点から、当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

（注） 1. 窪田健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 窪田健一氏は、社外監査役候補者であります。

3. 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、窪田健一氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

4. 窪田健一氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年3月29日開催の2017年度定時株主総会において補欠監査役に選任されました窪田健一氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

お がしわ かおる
小 柏 薫

社 外

独 立

- 生年月日 1967年1月7日（満52歳）
- 所有する当社株式数 0株



■ 略歴、および地位

- | | | | |
|----------|--|---------|------------------|
| 1990年10月 | 株式会社新日本証券調査センター経営研究所[現
株式会社日本投資環境研究所]入社 | 2005年6月 | センコン物流株式会社監査役 |
| 1992年12月 | 税理士登録（現在に至る） | 2017年6月 | 同社社外取締役監査等委員（現任） |

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

小柏薫氏は、税理士としての職務を通じて培われた税務に関する専門的な知識を有するとともに、流通業における監査役及び社外取締役監査等委員の豊富な経験を有しております。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

（注）1. 小柏薫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小柏薫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 責任限定契約の内容の概要

本議案が原案どおり承認され、小柏薫氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。

4. 小柏薫氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(ご参考)

【社外役員独立性基準】

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

また、当社は社外役員の独立性に関して以下のとおり独自の基準を定めております。

- 1 当社グループ（当社及びその連結子会社）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人）（過去に当社グループにおいて業務執行者であった者を含む）
- 2 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を有する株主）又はその業務執行者
- 3 (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社との取引額が当社年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
(2) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な借入先（直近の事業年度末の借入残高が当社連結総資産の2%を超える者）又はその業務執行者
- 5 コンサルタント、弁護士、公認会計士その他の専門的サービスを提供する者については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではなく、その者が所属する会計・法律事務所その他の団体が、当社グループを主要な取引先（当該団体の年間売上高の2%以上を基準とする）としていないこと。
- 6 当社の会計監査人の代表社員または社員
- 7 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行者
- 8 当社グループから多額の寄付・助成（年間10百万円以上を基準とする）を受けている者又はその業務執行者
- 9 当社グループの役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）又は使用人を、役員等に選任している法人の業務執行者
- 10 1.－9.に掲げる者の近親者（配偶者または2親等以内の親族）
- 11 過去3年間に於いて2.－9.に該当する者、もしくはその近親者

上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on its right side, suggesting it's resting on a surface. The overall appearance is that of a clean, unused piece of stationery.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

[illegible]

東京都港区北青山一丁目2番3号 当社本店（青山ビル10階）
電話 東京（03）3746-5100



地下鉄
 ○銀座線 ○半蔵門線 ○大江戸線
 「青山一丁目」駅下車
 徒歩約1分（0番出口をご利用下さい）

「信濃町」駅下車徒歩約10分

昨年より、株主総会当日にお配りしておりました
お土産は取り止めとさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。